

財関第285号  
令和3年3月31日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

關稅局長 田島淳志

### 關稅法基本通達等の一部改正について

關稅法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和3年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴關職員及び關係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 關稅法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

次に掲げる様式をこれに対応する別紙4-1に掲げる様式に改める。

税関様式C第1003号	税関様式C第5020号
税関様式C第1004号	税関様式C第5025号
税関様式C第1005号	税関様式C第5050号
税関様式C第1006号	税関様式C第5100号
税関様式C第1020号	税関様式C第5210号
税関様式C第1030号	税関様式C第5220号
税関様式C第1090号	税関様式C第5230号
税関様式C第1095号	税関様式C第5270号
税関様式C第1109号	税関様式C第5280号
税関様式C第1110号	税関様式C第5340号
税関様式C第1120号	税関様式C第5375号
税関様式C第1121号	税関様式C第5400号
税関様式C第1122号	税関様式C第7000号
税関様式C第1130号	税関様式T第1010号
税関様式C第1150号	税関様式T第1020号
税関様式C第1180号	税関様式T第1040号
税関様式C第1185号	税関様式T第1050号
税関様式C第2010号	税関様式T第1060号
税関様式C第2035号	税関様式T第1065号
税関様式C第2050号	税関様式T第1140号
税関様式C第2055号	税関様式T第1210号
税関様式C第2060号	税関様式T第1220号
税関様式C第2065号	税関様式T第1240号
税関様式C第2130号	税関様式T第1270号
税関様式C第2160号	税関様式T第1280号
税関様式C第2170号	税関様式T第1285号
税関様式C第3061号	税関様式T第1290号
税関様式C第3062号	税関様式T第1300号
税関様式C第3340号	税関様式T第1310号
税関様式C第3410号	税関様式T第1320号
税関様式C第4000号	税関様式T第1330号
税関様式C第5010号	税関様式T第1340号
税関様式C第5015号	税関様式T第1380号

税関様式T第1385号	税関様式P第7720号
税関様式T第1490号	税関様式P第8100号
税関様式T第1520号	税関様式P第9510号
税関様式T第1580号	税関様式P第9600号
税関様式T第1590号	税関様式P第9610号
税関様式T第1620号	税関様式F第1250号
税関様式T第1625号	税関様式V第1110号
税関様式T第1626号	税関様式A第1010号
税関様式T第1627号	税関様式A第1080号
税関様式T第1640号	税関様式S第1090号
税関様式T第1660号	税関様式B第1320号

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙4-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について（昭和46年4月28日蔵関第849号）の一部を次のように改正する。

別紙5-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう、別紙様式1及び別紙様式2を別紙5-2及び別紙5-3のように改める。

第6 ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和46年8月21日蔵関第1640号）の一部を次のように改正する。

別紙6-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう、別紙様式を別紙6-2のように改める。

第7 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）の一部を次のように改正する。

別紙3を別紙7のように改める。

第8 予備審査制について（平成12年3月31日蔵関第251号）の一部を次のように

改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる  
ように改める。

第9 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等の施行に伴う関税等の取扱いに  
ついて（平成12年3月31日蔵関第269号）の一部を次のように改正する。

別紙様式2から別紙様式5まで、別紙様式7、別紙様式10、別紙様式11、別  
紙様式15及び別紙様式16-1を別紙9-1から別紙9-9までのように改める。

第10 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通關  
手続きについて（平成13年10月5日財関第810号）の一部を次のように改正す  
る。

救援物資等輸出入申告書を別紙10のように改める。